

# 働き手のスキルアップ 給付金

## 休暇利用の語学留学や大学通学 新制度

最大、月収の8割 150日間給付

休暇を利用して語学留学などでスキルアップをしたいけど無給だから難しい。働く人のそんな不安を少なくし、教育訓練に専念してもらおうと厚生労働省は10月1日から新たな給付金制度を始めた。新たな知識の習得なる働く人のリスクリングを促し、企業の競争力も高める考えだ。

新制度は「教育訓練休暇」と雇用保険の被保険者で「給付金」。厚生労働省が、雇用保険をつかって始める制度で、対象者は正社員やパートタイム労働者など、55歳未満の一般被保険者だ。

会社の規定に教育訓練のための休暇が定められていることが前提で、労働者本人が自発的に30日以上無給の休暇を取得することなどの条件を満たせば、額面月収の約5、8割にあたる額が、雇用保険の加入期間に応じて90～150日給付される。

大学や大学院などが提供する教育訓練や司法修習や語学留学、海外大学院での博士号取得などが対象で、25年10月1日以降に取得する休暇が対象になる。教育訓練給付金との併用も可能という。また、フリーランスな

昇した場合は債務の一部を免除する。政府は新制度を「人への投資」を強化する一環として位置づける。意欲のある労働者に職業訓練やリスキリングを促し、DX(デジタル・トランスフォーメーション)や人手不足などに対応し、企業の持続的な成長も可能にしたい考えだ。

これまで労働者が自発的に休暇を取って学ぶ場合、その間の生活費を支援する仕組みはなかった。休暇制度があっても「無給」がハードルになったり、働きながら夜間や土日に学んだりする人も少なくない。

AI英会話のスピークパディに勤務する広田真菜さん(30)は9月1日～26日にフィジーに語学留学した。会社に、長期休暇制度はあるが「無給は負担が大きい」と、有給休暇と1日単位でとれる無給休暇をあわせ4週間、現地の語学学校で学んだ。「給付金があれば30日以上休んで学びたか

た」と話す。個別指導塾「明光英塾」などをフランチャイズ運営する明光ネットワークジャパンの奥村直城さん(44)は23年4月～25年3月、働きながら大学院に通学した。仕事が止まることや収入の保障がないという不安から

休暇ではなく、働きながら学ぶことにし、平日夜間や土曜日に授業を受けた。「平日はインフラ、土日はアウトプットという日々だった。頭の切り替えが大変で勉強に専念できるのであれば良かった」と話した。(前日曜)



フィジーに語学留学した広田真菜さん(左)とホストファミリー日本人提供